

# Stop！ハラスメント

「しない・させない・ゆるさない」 by ハラスメント防止委員会

2022.10.14

No.2

ハラスメントへの対応や対策は「相談」から始まります。

個人の問題として抱え込まないことです。相談することで法人組織で対応する問題になります。そして、相談が早ければ早いほど、問題解決に向けてよりよい対応を行うことができます。

※ ハラスメントの相談は報告や共有でもあります。医療・介護等サービス改善を図る上でそれは必要かつ重要な情報になります。



1. 相談者は3つのルートを選び相談する。
  - ①所属長
  - ②人事部(委員会直接)
  - ③職員相談センター
2. 相談受付者は「相談対応票」に基づきヒアリングし、起票する。
3. 相談内容や相談者の意向に応じて、適切な対応が必要な事案は人事部に上申する。
4. 委員会では、対応票の情報に加え、必要な追加調査を行い、協議する。
5. 事案形態に応じた「事案判定表」に従い、事実を客観視した上で、個別事情を勘案し、対応方針を決定する。
6. 方針を事業部、病院部、在宅部に指示し、各部は速やかに対応する。
7. 相談者へはフィードバックに加え、心のケアも実施する。 (ハラスメント対策マニュアル p.6)

とにかく、ひとりの問題として抱え込んだり、判断したりするのは、解決が遠ざかるばかりか、被害を更に拡大することになりかねません。(One for all, All for one / ひとりみんなのために、みんなはひとりのために)

ハラスメント防止委員会 事務局 (人事部：佐藤・鷺野)

☎:080-1621-8866 (鷺野) ✉:washino@kouzenkai.or.jp